

標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）	修正案
<p data-bbox="219 163 1228 239">（参考）「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」（平成16年厚生労働省告示第242号）（抄）</p> <p data-bbox="201 298 655 323">第二 健康診査の実施に関する事項</p> <p data-bbox="231 340 537 365">二 健康診査の精度管理</p> <p data-bbox="243 382 1484 583">1 健康増進事業実施者は、健康診査の精度管理(健康診査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。)が生涯にわたる個人の健康管理の基盤として重要であることにかんがみ、健康診査における検査結果の正確性を確保するとともに、検査を実施する者や精度管理を実施する者が異なる場合においても、受診者が検査結果を正確に比較できるようにすること。また、必要のない再検査及び精密検査を減らす等必要な措置を講じることにより健康診査の質の向上を図ること。</p> <p data-bbox="243 600 1484 760">2 健康増進事業実施者は、健康診査を実施する際には、この指針に定める内部精度管理(健康診査を行う者が自身で行う精度管理をいう。以下同じ。)及び外部精度管理(健康診査を行う者以外の者が行う精度管理をいう。以下同じ。)を適切に実施するよう努めること。また、当該精度管理の実施状況を当該健康増進事業の対象者に周知するよう努めること。</p> <p data-bbox="243 777 1484 844">3 健康増進事業実施者は、健康診査の実施に関する内部精度管理として、次に掲げる事項を考慮した規程を作成する等適切な措置を講じるよう努めること。</p> <p data-bbox="261 861 1041 886">(一) 健康診査の実施の管理者の配置等管理体制に関する事項</p> <p data-bbox="261 903 789 928">(二) 健康診査の実施の手順に関する事項</p> <p data-bbox="261 945 816 970">(三) 健康診査の安全性の確保に関する事項</p> <p data-bbox="261 987 1270 1012">(四) 検査方法、検査結果の基準値、判定基準等検査結果の取扱いに関する事項</p> <p data-bbox="261 1029 1326 1054">(五) 検体の採取条件、検体の保存条件、検体の提出条件等検査の実施に関する事項</p> <p data-bbox="261 1071 1484 1138">(六) 検査用機械器具、試薬、標準物質等の管理について記録すること及びその記録を保存することに関する事項</p> <p data-bbox="261 1155 816 1180">(七) 検査結果の保存及び管理に関する事項</p> <p data-bbox="243 1197 1484 1314">4 健康増進事業実施者は、健康診査に関する外部精度管理として、全国規模で実施される外部精度管理調査を定期的に受けること、複数の異なる外部精度管理調査を受けること等により、自ら実施する健康診査について必要な外部精度管理を実施するよう努めること。</p> <p data-bbox="243 1331 1484 1491">5 健康増進事業実施者は、健康診査の実施の全部又は一部を委託する場合は、委託先に対して前二号に規定する内部精度管理及び外部精度管理を適切に実施するよう要請するとともに、当該内部精度管理及び外部精度管理を適切に実施しているかについての報告を求める等健康診査の実施につき委託先に対して適切な管理を行うこと。</p> <p data-bbox="243 1507 1484 1575">6 健康増進事業実施者は、研修の実施等により健康診査を実施する者の知識及び技能の向上を図るよう努めること。</p>	<p data-bbox="1525 163 2534 239">（参考）「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」（平成16年厚生労働省告示第242号）（抄）</p> <p data-bbox="1507 298 1961 323">第二 健康診査の実施に関する事項</p> <p data-bbox="1537 340 1843 365">二 健康診査の精度管理</p> <p data-bbox="1549 382 2789 583">1 健康増進事業実施者は、健康診査の精度管理(健康診査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。)が生涯にわたる個人の健康管理の基盤として重要であることにかんがみ、健康診査における検査結果の正確性を確保するとともに、検査を実施する者や精度管理を実施する者が異なる場合においても、受診者が検査結果を正確に比較できるようにすること。また、必要のない再検査及び精密検査を減らす等必要な措置を講じることにより健康診査の質の向上を図ること。</p> <p data-bbox="1549 600 2789 760">2 健康増進事業実施者は、健康診査を実施する際には、この指針に定める内部精度管理(健康診査を行う者が自身で行う精度管理をいう。以下同じ。)及び外部精度管理(健康診査を行う者以外の者が行う精度管理をいう。以下同じ。)を適切に実施するよう努めること。また、当該精度管理の実施状況を当該健康増進事業の対象者に周知するよう努めること。</p> <p data-bbox="1549 777 2789 844">3 健康増進事業実施者は、健康診査の実施に関する内部精度管理として、次に掲げる事項を考慮した規程を作成する等適切な措置を講じるよう努めること。</p> <p data-bbox="1567 861 2347 886">(一) 健康診査の実施の管理者の配置等管理体制に関する事項</p> <p data-bbox="1567 903 2095 928">(二) 健康診査の実施の手順に関する事項</p> <p data-bbox="1567 945 2122 970">(三) 健康診査の安全性の確保に関する事項</p> <p data-bbox="1567 987 2573 1012">(四) 検査方法、検査結果の基準値、判定基準等検査結果の取扱いに関する事項</p> <p data-bbox="1567 1029 2632 1054">(五) 検体の採取条件、検体の保存条件、検体の提出条件等検査の実施に関する事項</p> <p data-bbox="1567 1071 2789 1138">(六) 検査用機械器具、試薬、標準物質等の管理について記録すること及びその記録を保存することに関する事項</p> <p data-bbox="1567 1155 2122 1180">(七) 検査結果の保存及び管理に関する事項</p> <p data-bbox="1549 1197 2789 1314">4 健康増進事業実施者は、健康診査に関する外部精度管理として、全国規模で実施される外部精度管理調査を定期的に受けること、複数の異なる外部精度管理調査を受けること等により、自ら実施する健康診査について必要な外部精度管理を実施するよう努めること。</p> <p data-bbox="1549 1331 2789 1491">5 健康増進事業実施者は、健康診査の実施の全部又は一部を委託する場合は、委託先に対して前二号に規定する内部精度管理及び外部精度管理を適切に実施するよう要請するとともに、当該内部精度管理及び外部精度管理を適切に実施しているかについての報告を求める等健康診査の実施につき委託先に対して適切な管理を行うこと。</p> <p data-bbox="1549 1507 2789 1575">6 健康増進事業実施者は、研修の実施等により健康診査を実施する者の知識及び技能の向上を図るよう努めること。</p>

標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）	修正案
<p>第5章 健診データ等の電子化</p> <p>(1) 健診データ提出の電子的標準様式 (健診機関等→医療保険者、医療保険者→医療保険者)</p> <p>1) 基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後の新たな健診における、健診データの流れとして以下の場面が考えられる。 (<u>別紙6</u> 参照) ① 健康診査実施機関・保健指導実施機関→医療保険者〔法第28条〕 ② (被扶養者の健診を行った) 医療保険者 → (被扶養者所属の) 医療保険者〔法第26条〕 ③ (異動元の) 医療保険者→(異動先の) 医療保険者〔法第27条〕 ④ 労働安全衛生法に基づく健診を実施した事業者 → (当該労働者所属の) 医療保険者〔法第27条〕 <p>また、健康診査等の実施状況などについては、以下の流れが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 医療保険者→国、都道府県〔法第15条〕、支払基金〔法第142条〕 <p>※〔 〕内の法とは、「高齢者の医療の確保に関する法律」。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今回の新たな健診において、医療保険者には、被保険者の健診を実施する様々な健診機関や、被扶養者の健診を実施する他の医療保険者、さらには労働安全衛生法に基づく健診を実施する事業者などから、健診データが送付されてくることとなり、複数の経路で複雑に情報のやりとりが行われる。このことから、データの互換性を確保し、継続的に多くのデータを蓄積していくためには、国が電子的な標準様式を設定することが望ましいと考えられる。 ○ さらに、医療保険者ごとに健診・保健指導の実績を評価する際にも、膨大なデータを取り扱うことから、電子的標準様式が設定されることが必要と考えられる。 ○ また、電子的標準様式は、将来的に健診項目の変更、追加、削除、順番の変更等があっても対応が容易となるよう定めることが必要である。 ○ 個人情報の保護には十分に留意する。 ○ 人間ドック等他の健診のデータも、この電子的標準様式で収集できるようにする。 ○ 収集された電子的情報はバックアップのために、複数の場所に保存する。 	<p>第5章 健診データ等の電子化</p> <p>(1) 健診データ提出の電子的標準様式 (健診機関等→医療保険者、医療保険者→医療保険者)</p> <p>1) 基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後の新たな健診における、健診データの流れとして以下の場面が考えられる。 (<u>別紙6</u> 参照) ① 健康診査実施機関・保健指導実施機関→医療保険者〔法第28条〕 ② (被扶養者の健診を行った) 医療保険者 → (被扶養者所属の) 医療保険者〔法第26条〕 ③ (異動元の) 医療保険者→(異動先の) 医療保険者〔法第27条〕 ④ 労働安全衛生法に基づく健診を実施した事業者 → (当該労働者所属の) 医療保険者〔法第27条〕 <p>また、健康診査等の実施状況などについては、以下の流れが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 医療保険者→国、都道府県〔法第15条〕、支払基金〔法第142条〕 <p>※〔 〕内の法とは、「高齢者の医療の確保に関する法律」。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今回の新たな健診において、医療保険者には、被保険者の健診を実施する様々な健診機関や、被扶養者の健診を実施する他の医療保険者、さらには労働安全衛生法に基づく健診を実施する事業者などから、健診データが送付されてくることとなり、複数の経路で複雑に情報のやりとりが行われる。このことから、データの互換性を確保し、継続的に多くのデータを蓄積していくためには、国が電子的な標準様式を設定することが望ましいと考えられる。 ○ さらに、医療保険者ごとに健診・保健指導の実績を評価する際にも、膨大なデータを取り扱うことから、電子的標準様式が設定されることが必要と考えられる。 ○ また、電子的標準様式は、将来的に健診項目の変更、追加、削除、順番の変更等があっても対応が容易となるよう定めることが必要である。 ○ 個人情報の保護には十分に留意する。 ○ 人間ドック等他の健診のデータも、この電子的標準様式で収集できるようにする。 ○ 収集された電子的情報はバックアップのために、<u>安全性の確保された</u>複数の場所に保存することが望ましい。

標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）	修正案
<p>2) 具体的な様式</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 前ページ①「健診機関等→医療保険者」の提出様式は、以下の要件を満たす「別添の様式」（別紙7、別紙8）とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定のメーカーのハード、ソフトに依存しない形式にすること ・ 将来、システム変更があった場合でも対応が可能な形式にすること ・ 健診機関、医療保険者等の関係者が対応できる方式とすること ※ 研究班等で作成したフリーソフトを配布する。 <p>○ 前ページ②、③、④の提出様式についても、同様の標準様式であることを考慮する。</p> <p>○ 前ページ⑤の提出様式については、<u>国、都道府県においては、「健康日本21」及び都道府県健康増進計画の見直し及び進捗状況の把握のために、各医療保険者から健診・保健指導実施状況報告が必要であり、そのための標準様式も必要である。</u></p>	<p>2) 具体的な様式</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 前ページ①「健診機関等→医療保険者」の提出様式は、以下の要件を満たす「別添の様式」（別紙7、別紙8）とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定のメーカーのハード、ソフトに依存しない形式にすること ・ 将来、システム変更があった場合でも対応が可能な形式にすること ・ 健診機関、医療保険者等の関係者が対応できる方式とすること ※ 研究班等で作成したフリーソフトを配布する。 <p>○ 前ページ②、③、④の提出様式についても、同様の標準様式であることを考慮する。</p> <p>○ 前ページ⑤の提出様式のうち、<u>国、都道府県が、全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の進捗状況や実績の評価のために、各医療保険者から収集する健診・保健指導実施状況については、各医療保険者から支払基金への報告様式を利用することが考えられる。</u></p>

標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）	修正案
<p>(2) 健診項目の標準コードの設定</p> <p>1) 基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後の新たな健診において、電子化された膨大な健診データが継続的に取り扱われることになる。その際に、健診項目についても、標準的な表記方法で皆が統一的使用しなければ、同一の検査であるかどうかについて、電子的に判断できない。そのため、標準的な表記方法として健診項目ごとに標準コードを設定することが必要となる。 ○ 血液検査データの標準コードは日本臨床検査医学会が作成した JLAC10（ジェイラックテン）を標準的なものとする。 ○ 質問票についても、標準的な質問項目の設定とその標準コードの設定が必要である。 <p>2) 具体的な標準コード</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 血液検査データについては、既存の JLAC10 コード（運用コード）を使用する。 ○ 質問項目、身長等の JLAC10 コードのない項目については、JLAC10 のコード体系に準じたコードを検討し、標準コードとして設定する。 <p>※ なお、国がフォーマットを定め、上記標準コードはタグの“名称”が決定していることから、標準コード不要論もあるが、今後の拡張性を考慮し、利用する。</p> <p>(参考)</p> <p>標準コードの例。(JLAC10 の運用コード〔6 桁〕を使用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 303610 トリグリセライド 303850 HDL コレステロール 303890 LDL コレステロール 300340 AST (GOT) 300390 ALT (GPT) 300690 γ-GT (γ-GTP) <u>302110 クレアチニン(血清)</u> 302700 空腹時血糖 302710 随時血糖 302880 HbA1c <u>302180 尿酸(血清)</u> 	<p>(2) 健診項目の標準コードの設定</p> <p>1) 基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後の新たな健診において、電子化された膨大な健診データが継続的に取り扱われることになる。その際に、健診項目についても、標準的な表記方法で皆が統一的使用しなければ、同一の検査であるかどうかについて、電子的に判断できない。そのため、標準的な表記方法として健診項目ごとに標準コードを設定することが必要となる。 ○ 血液検査データの標準コードは日本臨床検査医学会が作成した JLAC10（ジェイラックテン）を標準的なものとする。 ○ 質問票についても、標準的な質問項目の設定とその標準コードの設定が必要である。 <p>2) 具体的な標準コード</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 血液検査データについては、既存の JLAC10 コード（運用コード）を使用する。 ○ 質問項目、身長等の JLAC10 コードのない項目については、JLAC10 のコード体系に準じたコードを検討し、標準コードとして設定する。 <p>※ なお、国がフォーマットを定め、上記標準コードはタグの“名称”が決定していることから、標準コード不要論もあるが、今後の拡張性を考慮し、利用する。</p> <p>(参考)</p> <p>標準コードの例。(JLAC10 の運用コード〔6 桁〕を使用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 303610 トリグリセライド 303850 HDL コレステロール 303890 LDL コレステロール 300340 AST (GOT) 300390 ALT (GPT) 300690 γ-GT (γ-GTP) 302700 空腹時血糖 302710 随時血糖 302880 HbA1c